

保護者 様

厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）の延長」の連絡がありました。

この支援金については、小学校等の臨時休業等に伴い、就業することを予定されていた仕事ができなくなった場合に、一定の要件を満たす「委託を受けて個人で仕事をする方」（子どもの保護者）に、就業できなかった日について1日当たり定額（4,100円）を支給するものです。

詳しくは、以下の厚生労働省のホームページをご確認ください。

○新型コロナウイルス感染症による小学校休業等支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

<本件問い合わせ先>

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ※土日、祝日を含む

0120-60-3999（受付時間9：00～21：00）

また、働く方・経営者への支援については、以下のホームページもご参照ください。

○（厚生労働省兵庫労働局）働く方・経営者への支援（新型コロナ感染症への対応について）

https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/shingatakronazyoseikin_00682.html

尼崎市教育委員会